

地縁による団体の法人化の手引

糸 島 市

令和4年4月

目次

地縁による団体の法人化

1	「地縁による団体」とは	2
2	市長の認可と告示	2
3	不動産などの権利	3
4	法人化のメリット・デメリット	3
5	認可の要件	4
6	認可申請の流れ	6
7	規約作成のポイント	7

認可後の地縁による団体

1	不動産の登記	16
2	代表者の変更	16
3	規約の変更	17
4	認可の取消し	17
5	主な届出や申請の一覧表	18

様式記入例

1	認可申請書	20
2	構成員名簿	21
3	財産目録	22
4	事業報告書(共同活動を行っていることを記載した書類)	24
5	承諾書(申請者が代表者であることを証する書類)	25
6	規約変更認可申請書	26
7	告示事項変更届出書	27
8	認可地縁団体証明書交付請求書	28
9	入会申込書	29
10	退会届	30
11	総会議事録例文	31
12	規約の変更内容が分かる書類例文	35

【参考】	地縁による団体の認可前後の課税	36
-------------	------------------------	-----------

地縁による団体の法人化

1 「地縁による団体」とは

自治会や町内会などの地縁による団体は、団体名義では不動産登記などができず、財産上のさまざまな問題が生じることがあります。

そこで、地方自治法では、自治会や町内会などが地縁による団体として、法人格を取得できるようになっています。

この地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有するすべての個人が構成員の資格を持っています。

また、「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること」も地縁による団体として認められる要件の一つです。

【質問・回答】

問 老人クラブや青年団、婦人会、スポーツ少年団などの団体は、地縁による団体と考えられますか？

答 住所だけでなく、年齢や性別が構成員の要件となる団体や活動目的が限定されている団体は、地縁による団体とは考えられません。

2 市長の認可と告示

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。地縁による団体は、この市長の認可により法人格を得ることとなり、法務局での法人設立の登記などは一切必要ありません。

市長が認可を行った場合には、その旨を告示し、第三者に対しても地縁による団体が法人格を得たことを対抗できることとなります。

【質問・回答】

問 自治会などが地縁による団体として市長から認可されると、市長の指揮監督下に置かれるのですか？

答 市長の指揮監督下に置かれることはありません。今までどおり、地域の皆さんが自主的に組織して、活動してください。

3 不動産などの権利

市長が地縁による団体として認可する目的の多くは、地縁による団体が法人格を得ることで、不動産などを団体名義で保有し、登記などができるようにするためです。

主な不動産に関する権利などは、次のとおりです。

- (1) 不動産登記法第3条に掲げる土地と建物に関する権利
 - ①所有権 ②地上権 ③永小作権 ④地役権
 - ⑤先取特権 ⑥質権 ⑦抵当権 ⑧賃借権
 - ⑨配偶者居住権 ⑩採石権
- (2) 立木に関する法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権と抵当権
- (3) 登録を要する金融資産
 - ①国債 ②地方債 ③社債

【質問・回答】

- 問 不動産などを保有しなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか？
- 答 令和3年11月26日から、不動産などを保有する目的がない団体も、地縁による団体として認可することができるようになりました。

4 法人化のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>不動産の登記 団体名義で不動産を登記することができるため、不動産に関するトラブル（名義人に負債があり、公民館が差し押さえられる等）を避けることができます。</p>	<p>認可を受けるための準備 申請の際は様々な書類を提出していただきます。その書類を準備する手間が発生します。</p>
<p>社会的信用の向上 集会施設の新築・建て替えをする際、コミュニティ助成事業を利用することができます。</p>	<p>不動産登記の費用 団体名義で不動産を登記する際に費用が発生します。また、その手続きを司法書士等に依頼する場合は、更に費用がかかります。</p>

5 認可の要件

法人格を得るためだけに組織された団体は、地縁による団体として認可できません。

地縁による団体として認可するためには、その団体が、現に存在し、活動している必要があります。

そのため、次の4つが認可の要件となります。

要件1 地域的な共同活動をしていること。

団体の規約に、良好な地域社会の維持及び形成のために地域的な共同活動を行うことを目的として明記する必要があります。

また、環境の整備や集会施設の維持管理など、具体的な活動内容として明らかにし、現にその活動を行っている必要があります。

要件2 地縁による団体の区域が明確なこと。

地縁による団体の区域は、客観的に境界が分かる必要があります。

また、団体の規約に区域を明記する必要があります。具体的には、町・字や地番・住居表示で区域を明記します。市長が客観的に明らかであると認めた場合は、道路や河川で区域を明記することもできます。

要件3 すべての住民が構成員となることができること。

地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

区域内に住所を有するすべての個人が構成員となることができる旨を規約で定めなければなりません。この「すべての個人」とは、年齢や性別などを問わず区域に住所を有するすべての個人という意味です。

要件4 規約を定めていること。

規約を定めていること。この規約には、(1)目的、(2)名称、(3)区域、(4)主たる事務所の所在地、(5)構成員の資格に関する事項、(6)代表者に関する事項、(7)会議に関する事項、(8)資産に関する事項が定められていること。

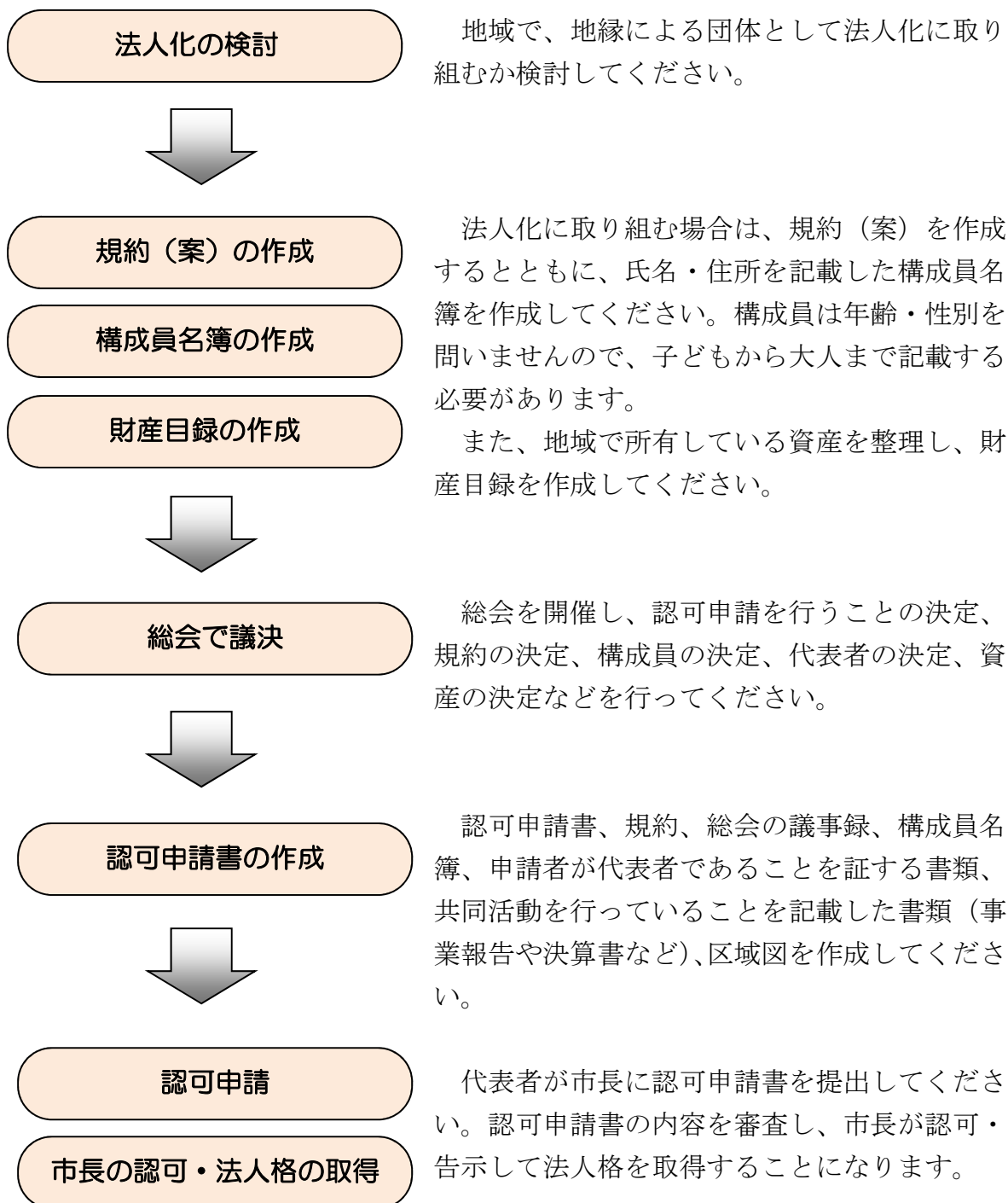
規約を定めて地縁による団体の名称や目的などを対外的にも明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

また、必ず上記の8つの事項を定める必要がありますが、それ以外の事項を定めても差し支えありません。

6 認可申請の流れ

法人格を得るための認可申請は、あくまでも各団体の自主的な判断により行われるものです。

法人格を得るまでの主な流れは、次のとおりです。



7 規約作成のポイント

規約の内容は、重要な認可の要件となります。また、地縁による団体としての組織や活動のあり方を示すものです。

規約に必要な記載事項は、次の規約参考例のとおりです。

規 約 参 考 例

〇〇〇自治会規約（会則）

規約の名称についての制限は、特にありません。

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理

2 本会は、糸島市まちづくり基本条例の趣旨をたいせつにしながら、地域のまちづくり活動を行う。

スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものであることが必要です。

また、営利や政治的な目的を規定することはできません。

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

団体の名称についての制限は、特にありません。

（区域）

第3条 本会の区域は、福岡県糸島市〇〇××番地から□□番地までの区域とする。

区域は、明確に定める必要があるため、地番や住居表示で表記することが望ましいです。

【質問・回答】

問 自治会の区域に飛び地があっても、認可の対象となりますか？

答 歴史的に地域としてのまとまりがあれば、認可の対象となります。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、福岡県糸島市〇〇××番地に置く。

地縁による団体として、1つ事務所を置く必要があります。

団体の住所となるもので、一般的には地域の公民館などが、主たる事務所として規定されます。

【質問・回答】

問 集会所などを持っていない場合は、どこを主たる事務所として規定すればいいのですか？

答 代表者宅を主たる事務所として規定することができます。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

区域に住所を有することのほかに、年齢や性別などを会員の要件として定めることはできません。

法人や団体は、会員となることはできませんが、賛助会員となることを規定することは可能と考えられます。

【質問・回答】

問 個人ではなく、世帯を単位として会員にすることはできますか？

答 会員は個人です。世帯を単位として会員にすることはできません。

問 未成年を会員から外すことはできますか？

答 区域に住所を有していれば、年齢や性別は問われませんので、未成年を会員から外すことはできません。

問 外国人も会員になるのですか？

答 外国人も住民であれば会員になることができます。

問 山林組合員のみを会員とすることはできますか？

答 できません。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

規約に会費の金額も含めて規定することができますが、金額を変更する場合は規約も変更しなければならないため、一般的には金額は別に定めています。

また、「〇〇に定める」とは、「別に定める」などと明記して、役員会などで入会申込書や退会届の様式を作成してください。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) ●●● 〇人

(4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及び●●●は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及び●●●の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

地縁による団体は、会長（代表者）を必ず1人置かなければなりません。また、監事を置くことが適当です。その他の役員は、各団体で必要に応じて決定してください。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

役員任期についての制限は特にありませんが、あまりにも短期間であったり、逆に長期間であったりすると、さまざまな問題が発生すると思われます。

【質問・回答】

問 役員ごとに異なる任期を定めることは可能ですか？

答 会長や副会長など、役員ごと異なる任期を定めることは可能です。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は少なくとも年1回開催する必要があります。規約で役員会に委任した事項以外は、すべて総会での議決事項となります。

事業計画の決定や事業報告の承認、予算の決定、決算の承認などは、総会で決定する重要事項になります。

また、「5分の1」については、団体の判断で変更することができます。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○

(2) ××××××

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

総会は会長が招集しますが、開催通知は、少なくとも5日前までには行う必要があります。

また、会員は1人1票の表決権を持っていますが、歴史的に世帯単位で意思決定を行い、しかも合理的である場合に限り、世帯を単位として1票の表決権とすることができます。

規約の変更や財産の処分、解散の議決のような重要事項は、世帯単位での議決は認められません。

【質問・回答】

問 今まで総会の議長は、会長が行っていたのですが、会長を議長にすることはできないのですか？

答 規約で「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることで、会長を議長にすることは可能です。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面等表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

市長に認可申請をするときに、総会が成立し、有効に議決されたことを確認できる議事録を提出する必要があります。そのため、総会の議事録については、上記の規約参考例に規定している内容で作成する必要があります。

第 5 章 役員会**(役員会の構成)**

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに書面をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

地縁による団体の意思決定は総会で行いますが、すべてを総会で決定することは困難ですので、役員会で実務上の事項を決定することができます。ただし、規約の変更などの重要事項を役員会で決定することはできません。

監事については、役員を監視する役目がありますので、役員会のメンバーから除くのが適当です。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

別に定める財産目録に、すべての資産をあげておく必要があります。

また、資産の処分は重要事項なので、通常の過半数議決より厳格な議決を定めることが望ましいと思われまます。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わる。

事業計画や予算・決算などは、地縁による団体の重要事項ですので、総会の議決や承認が必要です。

通常総会は、年度開始3か月以内に開催するので、予算については、前年度を基準として執行できる規定を定めておくことが望ましいです。

また、会計年度についての制限は特にありませんが、一般的には、4月1日から翌年3月31日までとなります。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、糸島市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

規約の変更や解散は、地縁による団体にとって、たいへん重要な事項です。総会員の4分の3以上の議決を必要とすることは変更可能ですが、少数の会員で決定することにつながるため、この基準を引き下げることは適当ではありません。

残余財産については、個人や営利法人などに帰属させることは適当ではないので、同じような目的を持ち、公益的な事業を行う法人に帰属させることが望ましいと思われまます。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

「〇〇が別に定める」は、会長でも役員会でもかまいませんが、委任することについて総会で議決しておくことが必要です。

また、設立初年度は事業年度や会計年度が変則であることから、附則第2項、第3項を定めておくことが望ましいと思われまます。

認可後の地縁による団体

1 不動産の登記

認可を受けた地縁による団体は、法人格を持つこととなります。法務局で手続を行えば、他の法人と同様に団体名義で不動産の登記が可能となります。

また、登記の申請のときに、団体の住所証明書や代表者の資格証明書が必要となりますが、認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）が、その証明書になります。

【質問・回答】

問 地縁による団体の印鑑は、どこで登録するのですか？

答 市役所市民課で登録してください。

問 認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）は、どこでもらえるのですか？

答 市役所コミュニティ推進課で交付（有料）します。

2 代表者の変更 ※法務局での手続きは不要です。

任期満了などにより代表者や代表者の住所が変わったときなどは、総会の議決後、市長に届け出る必要があります。

市長は、その届け出を受けて代表者の変更を告示します。

【提出書類】

- ・ 告示事項変更届出書（様式集 P 2 7）
- ・ 新任者の承諾書（様式集 P 2 5）
- ・ 総会資料
- ・ 総会議事録の写し（様式集 P 3 1）
 - ※ 議長や議事録署名人の署名押印など、規約で定めた方法で議事録を作成してください。
 - ※ 議事録には、代表者変更の議案が承認されたことを具体的に記載してください。

【提出先】

市役所コミュニティ推進課

【その他】

- ・ 市役所市民課で新代表者が印鑑登録の変更手続を行ってください。
 - 持参品：地縁による団体の印鑑、新代表者の印鑑（印鑑登録した印鑑）、新代表者の印鑑登録証
- ・ 市役所税務課で法人市民税申告書の送付先変更の手続を行ってください。

3 規約の変更 ※法務局での手続きが必要な場合があります。

規約を変更する場合は、総会の議決（通常は総会員の4分の3以上の賛成）を必要とします。

規約の変更は、市長の認可を受ける必要がありますので、市長に規約変更の認可を申請してください。

- 【提出書類】
- ・規約変更認可申請書（様式集P26）
 - ・規約の変更内容が分かる書類（様式集P35）
 - ・総会資料
 - ・総会議事録の写し（様式集P31）
 - ※ 議長や議事録署名人の署名押印など、規約で定めた方法で議事録を作成してください。
 - ※ 議事録には、規約の変更が承認されたことを具体的に記載してください。

【提出先】 市役所コミュニティ推進課

【その他】 規約の変更する部分が告示事項の場合は、告示事項変更届出書の提出も必要になります。

主な告示事項：名称、目的、区域、主たる事務所、解散事由

※**名称、主たる事務所**に変更がある場合は、不動産登記、印鑑登録、各税に関する手続きが必要になることがありますので、確認してください。

4 認可の取消し

市長は、認可を受けた地縁による団体が、認可の要件（P4, 5）を欠くこととなったときや、不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

5 主な届出や申請の一覧表

規約などの主な変更内容	提出書類
【団体の名称】 ●●自治会で認可を受けている団体が、▲▲自治会に名称を変更する場合	規約変更認可申請書 告示事項変更届出書
【規約に定める目的】 規約に定めている目的を追加・修正・削除する場合	規約変更認可申請書 告示事項変更届出書
【区域】 区域の統廃合などがあった場合	規約変更認可申請書 告示事項変更届出書
【事務所】 公民館の建て替えなどにより、事務所の位置が変わった場合	規約変更認可申請書 告示事項変更届出書
【その他の規約内容】 上記以外の規約内容を変更する場合	規約変更認可申請書
【代表者の氏名・住所】 任期の満了などにより、代表者が変わった場合	告示事項変更届出書

※上記は主なものです。詳細はお問い合わせください。

【添付資料】

規約変更認可申請書

- ・規約の変更内容が分かる書類
- ・総会資料
- ・総会議事録の写し

告示事項変更届出書

- ・新任者の承諾書（代表者の変更のみ）
- ・総会資料
- ・総会議事録の写し

様式記入例

注意事項

- ①氏名に旧字体（旧漢字）が含まれる場合は、
新字体（新漢字）ではなく旧字体（旧漢字）で記入してください。

例：**吉、崎、濱、實、徳** など

- ②住所の地番は、省略することなく正式に記入してください。

例： × 1 - 1 - 1
○ 一丁目1番1号

× 1 - 1
○ 1番地1

- ③地方自治法施行規則第19条に記載のある順番で告示するため、
告示事項が複数ある場合は、次の順番で記入してください。

【告示する順番】

- 1.名称
- 2.規約に定める目的
- 3.区域
- 4.主たる事務所
- 5.代表者の氏名及び住所

年 月 日

糸島市長 様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在

名 称 **〇〇自治会**

所在地 **福岡県糸島市〇〇〇111番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **糸島 太郎**

住 所 **福岡県糸島市〇〇〇123番地**

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を表示した地図

財 産 目 録

(団体の名称) ○○自治会

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
○○公民館	145 m ²	糸島市○○○123番地
	m ²	
	m ²	

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	800 m ²	糸島市○○○123番地
	m ²	
	m ²	

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

財産目録：地方自治法第 260 条の 4 に基づき、設立時及び毎年（年度）初め 3 カ月以内に作成することになっています。（市への提出は不要）

〔財産目録記載要領〕・・・様式第 2 号関係

1 (1) ア 建物

名 称 ○○町内会集会所、△△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。（参照：不動産登記規則第 1 1 3 条）

延床面積 不動産登記規則第 1 1 5 条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

(注) 不動産登記規則第 1 1 5 条

建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1 m²の 1 0 0 分の 1 未満の端数は、切り捨てるものとする。

所在地 市区町村内の地番（不動産登記規則第 9 7 条、第 9 8 条）及び家屋番号（同規則第 1 1 2 条）まで記載すること。

1 (1) イ 土地

地 目 不動産登記規則第 9 9 条に定める区分により定めるものとすること。

(注) 不動産登記規則第 9 9 条

地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。

面 積 不動産登記規則第 1 0 0 条に定める「地積」と同一とすること。

(注) 不動産登記規則第 1 0 0 条

地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1 m²の 1 0 0 分の 1（住宅及び鉱泉地以外の土地で 1 0 m²を超えるものについては、1 m²）未満の端数は、切り捨てる。

所在地 市区町村内の地番（不動産登記規則第 9 7 条、第 9 8 条）で記載すること。立木の所有権については、1 (1) イ土地の「地目」を「樹種」と、「面積」を「数量」と読み替えて記載すること。（立木に関する法律第 1 5 条第 1 項第 2 号）なお、所在地については、立木に関する法律第 1 5 条第 1 項第 1 号の事項に留意すること。

(注) 立木に関する法律第 1 5 条第 1 項第 1 号

樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号

2 (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原 不動産登記法第 3 条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くもの（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）とする。

不動産の種類 土地、建物及び立木の区分によること。

所在地 原則として 1 に同じ。

2 (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量 国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「何会社物上担保付社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。

〇〇自治会事業報告書

糸島市長 様

年 月 日

住 所 福岡県糸島市〇〇〇123番地

〇〇自治会

代表者 糸島 太郎

本自治会の昨年度の活動は、次のとおりですので報告します。

1 〇〇〇〇

2 ×××××

3 △△△△

4 □□□□□□

申請書の添付書類として、「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」が必要です。

具体的には、団体の前年度の活動実績が確認できる書類（**定期総会の議案書**、資料等）を指しますが、この事業報告書に、前年度の活動の実績（内容及び日時）を記載して提出することで代えることができます。

承 諾 書

私は、〇〇〇〇自治会規約第9条の規定に基づく、〇〇〇〇自治会会長を引き受けることを承諾します。

年 月 日

団体の規約で、役員を置くことについて規定している条を確認してください。

設立総会など、代表者として正式に承認された日を記載してください。

住 所 **福岡県糸島市〇〇〇123番地**

氏 名 **糸島 太郎**

年 月 日

糸島市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇自治会**

所在地 **福岡県糸島市〇〇〇111番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **糸島 太郎**

住 所 **福岡県糸島市〇〇〇123番地**

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
→35 ページ【規約の変更の内容及び理由を記載した書類例文】を参考に作成してください
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
→規約に基づき作成した議事録のコピーを添付してください。

年 月 日

糸島市長 様

台帳上は所在地や住所が合併前のままであっても、**糸島市**で記入してください。

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇自治会**

所在地 **福岡県糸島市〇〇〇111番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **糸島 太郎**

住 所 **福岡県糸島市〇〇〇123番地**

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

①**区域の変更** 旧 **福岡県前原市●●の区域とする。**
新 **福岡県糸島市●●の区域とする。**

②**事務所の変更** 旧 **福岡県前原市〇〇〇111番地**
新 **福岡県糸島市〇〇〇111番地**

③**代表者の変更** 旧 **福岡県前原市〇〇〇222番地**
新 **福岡県糸島市〇〇〇123番地**

①、②、③いずれも、**旧**は、台帳上に記載された住所を記入。

注) 記載された住所が合併前のままの時は、**旧一市二町**の住所で記入してください。

糸島 一郎

糸島 太郎

2 変更の年月日

①、②**〇〇年〇〇月〇〇日**

③**〇△年〇△月〇△日**

3 変更の理由

①、②**一市二町合併のため**

③**任期満了のため**

(添付資料)

- ・規約に基づき作成した議事録のコピーを添付してください。
- ・代表者の変更の場合は、承諾書を添付してください。

認可地縁団体証明書交付請求書

糸島市長 様

年 月 日

請求者の住所及び氏名

証明書の写しは、誰でも請求
することができます。
(1通300円)

住 所 **糸島市000789番地**

氏 名 **糸島 花子**

下記の認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付を、地方自治法第260条の2第12項の規定により、請求します。

記

請求に係る認可地縁団体の名称及び事務所の所在地	請求部数
名称 〇〇自治会	1部
所在地 福岡県糸島市000111番地	

入 会 申 込 書

私は、 自治会規約第 条の規定に基づき、 自治会に入会します。

年 月 日

自治会
会長 様

住 所
氏 名

印

退 会 届

私は、 自治会規約第 条の規定に基づき、 自治会を退会します。

年 月 日

自治会
会長 様

住 所
氏 名

印

【総会議事録例文】

〇〇自治会臨時総会議事録

年 月 日
開会時間 時 分
閉会時間 時 分
〇 〇 〇 〇 公 民 館
出席人数 人
(書面表決者及び表決委任者を含む。)

◎ 開会のことば

只今から〇〇〇〇自治会臨時総会を始めます。開会に際し、本日までの経過等について説明します。

現在まで区で所有していた不動産の登記は、個人名義で登記していたため、名義人の死亡等で名義変更及び相続などにいろいろと問題がありました。

そこで、地方自治法に基づき、一定の手続のもとに行政区等が法人格を取得できる制度がありますので、本行政区の不動産登記もこの制度を利用し、区民の利便を図りたいと考え、今日まで準備を進めてきたところであります。

◎ 区長あいさつ（時候のあいさつ）

今日まで、〇〇〇〇自治会の設立に尽力されました〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏に対し、心からお礼申し上げます。

◎ 議長の選任

議長に推薦される方がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、〇〇〇〇氏に議長をお願いします。

（拍手により選任同意）

◎ 議長（ ）

これより〇〇〇〇自治会臨時総会を開催します。

本自治会の会員は、本日現在〇〇人です。

只今の出席者数は、〇〇名であり、規約第19条の規定により総会は、成立いたしました。これより議事録署名人を指名します。

議事録署名人に〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を指名します。

◎ 議長（ ）

規約の改正を議題とします。〇〇〇〇氏から説明をお願いします。

◎ ○○○○○○

お手許に配布しております規約改正案に沿って説明いたします。

第1条の目的に述べていますように、地方自治法に基づき、行政区に法人格を持たせるために、規約を改正し、市に対し地縁団体としての認可申請を提出し、○○○○自治会として公民館用地、運動広場、山林、納骨堂等の不動産の登記をしたいと考えております。

◎ 質問 ○○○○○氏

相続の場合はどうなるか、又税金関係はどうなるのか。

◎ ○○○○○○

○○○○自治会として法人格を有するので、一度自治会名で登記すれば今後の相続に関する登記については必要ありません。しかし、代表者に変更があった場合は、市に対し変更届を提出しなければなりません。

また、税金関係についてですが、法人市県民税の均等割については、減免措置により最終的に課税されないこととなると聞いております。しかしながら、仮に収益事業を行う場合は、均等割のみならず所得割も課税されることとなりますが、通常の場合起り得ないと思います。

◎ 質問 ○○○○○○氏

規約第3条で区域が明示されているが、これ以外の区域はできないのか、又第5条の構成員はだれでも入会、退会、できるのか説明願いたい。

◎ ○○○○○○

区域については、地方自治法で規約において明示するようになっており、従って、区域を変更する場合は、規約の改正が必要となります。

構成員については、区域内に居住する者は入会、退会は自由であります。ただし、退会の場合は全ての権利を放棄することになります。

規約第7条及び第8条を参考に願います。

◎ ○○○○○○氏 了解

◎ 議長 ()

他に質問はありませんか。

(なし)

◎ 議長 ()

規約の改正案を〇〇〇〇自治会規約として決定してよろしいか、お諮りします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 ()

この改正案を〇〇〇〇自治会規約とすることに決定しました。

◎ 議長 ()

次に〇〇〇〇自治会の役員及び監事の選任について、議題とします。

会長には、〇〇〇〇〇〇氏を推薦したいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副会長には、〇〇〇〇〇〇氏を推薦したいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会計には、〇〇〇〇〇〇氏を推薦したいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

監事には、〇〇〇〇〇〇氏を推薦したいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、会長に〇〇〇〇〇〇氏、副会長に〇〇〇〇〇〇氏、会計に〇〇〇〇〇〇氏、監事に〇〇〇〇〇〇氏をお願いします。ここで役員を代表して〇〇〇〇〇〇会長の挨拶を受けます。

会長等代表者の氏名は、姓名(フルネーム)で記載してください。

◎ 〇〇〇〇〇〇会長

皆様の賛同を得て〇〇〇〇自治会の役員になりましたが、今後一生懸命頑張らせていただきますので、よろしくをお願いします。

◎ 議長 ()

本自治会が保有する不動産は、次のものです。

1 公民館用地	m ² 、建物	m ²
2 運動広場	m ²	
3 山林	m ²	
4 納骨堂用地	m ² 、建物	m ²
5 その他	m ²	

◎ 議長 ()

以上の不動産を本自治会が保有することになりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 ()

〇〇〇〇〇〇会長が今後、本自治会を代表して地方自治法第260条の2の規定に基づいて、本自治会の不動産に関する権利などを保有するため、市に対し認可申請を提出していただくこととなりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 ()

今後〇〇〇〇〇〇会長が、本自治会を代表して認可申請をしていただくことになりました。

◎ 議長 ()

以上で、本日の臨時総会を終了します。

年 月 日

議 長

住 所

氏 名

印

議事録署名人

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

団体の規約に基づき、総会で選任された議長と議事録署名人の署名と押印をしてください。

日付は、総会の開催日か、議事録を作成し署名押印がなされた日のいずれかが適当です。

なお、提出する議事録は、写し（コピー）で構いません。

【規約の変更内容が分かる書類例文】

例文①【新旧対照表方式】

〇〇行政区自治会規約 新旧対照表

新	旧
(役員の種別) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 2人 <u>(3) 会計 1人</u> <u>(4) 評議員 2人</u> <u>(5) 監事 1人</u>	(役員の種別) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 2人 <u>(3) 評議員 3人</u> <u>(4) 監事 1人</u>

例文②【改め文方式】

〇〇行政区自治会規約を次のように改める。

第34条中「毎会計年度終了後3か月以内」を「毎会計年度終了後1か月以内」に改める。

※ 規約を変更した箇所と変更した内容が明確に分かれれば、上記2種類の方法以外で規約を変更してもかまいません。

【参考】地縁による団体の認可前後の課税

地縁による団体が、認可を受けることにより、それまでの課税関係に変化が生じないように、法令で措置されています。(認可を受けることでの税制上のメリットはありません。)

税目		認可前の地縁による団体	認可を受けた地縁による団体	
			収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
国 税	法人税	人格なき社団として 収益事業のみ課税	課税されない	収益事業部分のみ課税
	消費税	人格なき社団として 別表第三の法人と同じ扱い	課税されない	課税対象の取引等に関し 納税義務者となる
県 税	法人県民税	人格なき社団として 収益事業のみ課税	申請により減免可能	規模に応じて課税
			課税されない	収益事業部分のみ課税
	法人事業税	人格なき社団として 収益事業のみ課税	課税されない	収益事業部分のみ課税
市 税	法人市民税	人格なき社団として 収益事業のみ課税	申請により減免可能	規模に応じて課税
			課税されない	収益事業部分のみ課税
	固定資産税	その不動産の用途により 税額・減免が判断される	その不動産の用途により税額・減免が判断される	

※各税に関する問い合わせ先

国税：西福岡税務署 福岡市早良区百道一丁目5番22号 (電話) 843-6211

県税：西福岡県税事務所 福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 (電話) 735-6141

市税：糸島市役所税務課 糸島市糸島西一丁目1番1号 (電話) 323-1111

糸島市地域振興部コミュニティ推進課

TEL 092-332-2062

FAX 092-324-0239